

令和3度自治会総会

議 案 書

令和4年5月

ボンヌール長崎自治会

目 次

1. 令和3年度 自治会活動経過報告	-----	P 1 ~ P 6
2. 令和3年度 自治会会計決算報告及び監査報告	-----	P 7
令和3年度 自治会会計予算対実績	-----	P 8
令和3年度 募金関係	-----	P 9
令和2年度 婦人児童部特別会計報告	-----	P10
3. 令和3年度 自治会活動予定(案)	-----	P11 ~ P12
令和3年度 年間活動予定	-----	P13 ~ P14
4. 令和3年度 自治会会計予算(案)	-----	P15
令和3年度 予算内訳(支出の部)	-----	P16
5. 令3年度 自治会役員(案)について	-----	P17
6. ボンヌール長崎自治会 会則	-----	P18 ~ P19
7. 住人の生活心得について	-----	P20 ~ P21

1. 令和3年度 自治会活動経過報告

はじめに

長崎市内では昨年度から継続して、今年度も新型コロナウイルスの新規感染者が毎日途切れることなく発生し、令和3年9月には長崎市内が「まん延防止重点措置」区域に指定された期間もあり、今年度一年間、昨年度と同様に自治会の活動は感染防止のため、イベントや行事を自粛し、十分な活動が出来ない一年となりました。

中止したイベントや行事

自治会役員・班長会の開催中止 4回(令和3年5月、9月、10月、令和4年2月)

自治会大掃除の中止 (令和3年5月)

七夕笹飾りの中止 (7月)

自治会敬老祝賀会の中止 (9月)

1. 組織活動

(1) 役員、班長の選出

① 役員、班長の選出方法をルール化し、平成27年度から実施しています。

役員、班長の選出については平成26年5月に開催した自治会総会において「ボンヌール長崎自治会会則」を改正し、平成27年度から実施されました。

① 役員の任期については、自治会長、総務担当、会計担当、会計監査は二年間、副会長、各部の正副部長、児童部地区長、防災担当、会計補佐は一年間とする。

② 自治会役員は前年度班長から選任する。(強制は出来ない)

③ 班長は各班、住戸号数の順番に担当していく。

令和3年度は2年任期役員の1年目の年度でした。

② リサイクル担当

リサイクル担当は長崎市として任期二年間と決められており、今年度(令和3年度)は7月から任期2年目の年度でした。(任期令2. 7. 1～令3. 6. 30)

③ 令和3年度役員の「ボンヌール長崎自治会会則」に基づく、班長からの選出

令和3年度は任期2年の役員の1年目の年度でした。全役員に令和2年度に引き続き役員をしてもらいましたので、令和2年度班長から令和3年度役員になった役員はいません

総務担当は1年間欠員のままでした。

④ 令和3年度班長の選出

班長の選出については12のほとんどの班が住戸号数の順番通りにスムーズに選出できました。

(2) 役員班長会の運営について

役員班長会は毎月定例(第1木曜日)で午後7時30分から開催しています。

会議の進行は、コロナが発生するまでは各部長を中心に部毎に班長が向き合って着席し毎月発行している「自治会だより」を進めてきました。

コロナが発生した昨年度からは、感染予防のため会場入り口での手の消毒、空気清浄機を稼働して換気をし、机の配置を学校方式とし、極力20分程度の短時間開催として来ました。

「自治会だより」には

- ①市役所からのお知らせ
- ②上長崎地区自治会協議会の活動と行事
- ③ボンヌール長崎自治会の各部活動報告

を中心に掲載して報告しています。

令和3年5月、9月、10月、令和4年2月の役員班長会はコロナ感染防止のため開催を中止しました。

2. 各部活動

(1) 総務担当

- ①総務担当役員は欠員でしたが、「自治会だより」を、毎月発行してきました。自治会長が原稿を整理し、8班班員の協力を得て、パソコンで作成して頂きました。「自治会だより」は会議後、班回覧をしていますが、ボンヌール長崎マンションホームページにも掲載してきました。
- ②7月の七夕まつりは、新型コロナウイルス感染防止のため笹飾りの短冊作をやめ中止しました。
- ③今年度、令和4年1月の新成人はボンヌール長崎は2名でした。

(2) 厚生部

敬老のお祝いと祝賀会の開催

- ①令和3年の年末までに70才以上の方が敬老のお祝いの対象でした。全員にお祝い品としてお茶の葉とお菓子をお渡ししました。
- ②敬老祝賀会はコロナ感染防止のため中止、お祝いの品を追加しました。

(3) 環境部、リサイクル担当

環境部

住人で実施する自治会大掃除は毎年5月と12月に取り組んでいます。また、大掃除の当日朝8時30分頃、大掃除のお知らせの一斉放送をしています。

毎年、年3回(5月、9月、12月)大掃除を実施していますが、今年度はコロナ感染防止のため、5月の大掃除は中止しました。

9月の大掃除については昨年度同様、業者に委託しました。

除草剤の散布は11月に実施しました。

リサイクル担当

ゴミ収集日の月曜日、木曜日には、ゴミ集積場の施錠開錠、ゴミ分別の指導、ゴミ集積場周辺の清掃に取り組んでいます。

ガスボンベ、スプレー缶、ライターはガスを使い切ってから、そのみを青いゴミ袋に入れて出して下さい。

住人の皆さんには毎月発行する「自治会だより」で市役所の指示に従ったゴミの分別をお願いしています。

「ゴミの分別」を正しく、「プラスチックゴミ袋を二重袋にしない」等を守り、「アルミ空缶」は資源物としてR階階段下の回収専用カゴに出すよう、ご協力をお願いします。

(4) 婦人児童部

古新聞、段ボール、アルミ空き缶など資源物を毎月1回、業者に出しています。

その他、子どもまつりの鯉のぼり揚げと図書カードプレゼント、七夕飾り、クリスマスツリー飾り付け、お正月飾りに取組んでいます。

小学生児童が少なくなり、平成26年度から「婦人児童部」として活動しています。

児童数は令和3年度は6名で、1年生と5年生は0、2年生2名、3年生1名、4年生2名、6年生1名でした。

資源物(古新聞、雑誌、段ボール、アルミ空缶)はマンション玄関の外の階段下の倉庫に居住者各自で出してもらい、毎月1回(原則第2土曜日に)業者に出しています。

資源物回収倉庫は曜日に関係なく24時間開いています。

業者の回収は毎月第2土曜日午前8時からです。

業者トラックへの積み込み作業は、役員、班長、など10名前後でしてきました。

5月の子どもまつりには横断幕と鯉のぼりを揚げ、図書カードを児童6名にプレゼントしました。

7月の七夕笹飾りは中止しました。

12月のクリスマスにはR階にクリスマスツリーを飾りました。

12月末には正月飾りをR階に飾りました。

(5) 防災担当

①「ボンヌール長崎自主防災組織」は平成23年度自治会総会(H24.5.27)で結成が承認され、平成25年に長崎市自主防災組織として登録しました。

「自主防災組織」は自治会役員、班長、管理組合役員で構成し、組織図をR階集会室に掲示しています。

「防災資機材」については長崎市から平成26年1月に配備され、R階エレベーター横倉庫に保管しています。また、集会室を避難場所として使用する時に使う毛布が消防局から10枚配布されましたので、集会室押入れに保管しています。

②「防災一斉放送」の取組み

今年度、「防災一斉放送」を2回、防災の月(9月、3月)に取り組みました。

放送は11:00～、13:00～ 約3分間です。放送内容は

9月 5日(日)

- ①台風対策について
- ②テレビブースターの取り替え作業に伴うテレビ放送の中断について
- ③住居玄関ドアの取り替え工事に伴う「安心カードのハートマーク」再配布について
- ④新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

3月6日(日)

- ①火の用心について、マンション内の消防設備について説明
- ②「住宅用火災報知器」の説明と「消防設備点検」にご協力をお願い
- ③新型コロナウイルスの感染防止対策について

③「AED」の使用講習会

講習会は4月8日(木)の新旧合同役員班長会で19:00~30分間、実施しました。

「AED」はR階集合郵便受けの場所に設置してあります。

今まで幸いなことに、利用したことは1度もありませんが、何かの時に「AED」がR階にあることを思い出し、人を助けるために、各自使用できるようになっておきましょう。

「AED」使用講習会は環境部長の協力を得て、毎年1回、4月の定例役員班長会前の30分間で開催しています。

(6)会計担当

自治会会費の徴収・集計、募金の集計、領収証の発行、慶弔の支出、地域会費・催しのお祝い金等、支出及び決算が主な業務です。

自治会会費や募金は班長が班員から集めます。班長には集計表として班員一覧表を渡しました。班毎集計と領収証の発行は会計担当を中心に取り組みました。

毎月の定例役員班長会では一ヵ月分の主な収支状況について報告しています。

(7)会計監査

会計監査は年度内に2回実施しました。

監査は「自治会会計」「児童部特別会計」及び「募金」について監査を実施しています。

5月に前年度分を、10月に9月迄の半期分を監査しました。

3. 地域活動について

- ①上長崎地区自治会協議会は上長崎地区の当自治会を含め4つの自治会で構成されており、協議会役員会は毎月2日に25名規模で開催されています。

今年度は新型コロナウイルスの感染防止のため、下記のとおり会議を中止しました。

会議開催の中止 4月 8月 9月 R4.2月 3月

自治会長のみのお席に縮小して開催

5月 6月 7月 12月

- ②安全パトロール、「上長崎小学校児童の同伴下校」は校区内の自治会が当番月を担当し、取り組んできましたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染防止のためPTA役員と先生とで取り組まれました。
- ③一昨年8月に諏訪神社の氏子になり、6月と12月の神社大祓の寄付に取り組みました。その他の諏訪神社の催し、市消防第7分団の出初め式交流、上長崎地区自治会主催の夏まつりなどはコロナ感染防止のため全て中止されました。お盆の片淵4・5丁目舳い船への舳い船のお願いは取り組みました。

令和3年度活動内容(各部、地域活動報告)

総務部

- | | |
|------------------|-----|
| 1. 「自治会だより」の作成 | 毎月 |
| 2. 門松カードの希望者への配布 | 12月 |

厚生部

- | | |
|----------------------|----|
| 1. 敬老祝賀お祝い品渡し、祝賀会は中止 | 9月 |
|----------------------|----|

環境部、リサイクル担当

- | | |
|---------------------------------------|-----|
| 1. 毎週 月、木曜日 ゴミステーションの開錠、ゴミの分別指導、周辺の清掃 | 年間 |
| 2. 新旧合同役員班長会議で「AED」勉強会の実施 | 4月 |
| 3. 12月の大掃除前、除草剤の散布 | 11月 |
| 4. 定例大掃除3回実施 | |
| 9月17日(金) 業者に清掃委託 | 9月 |
| 12月 | 12月 |

婦人児童部

- | | |
|--------------------------------------|-----|
| 1. 毎月第2土曜日 古新聞、雑誌、段ボール、アルミ空き缶の業者出し | 年間 |
| 2. 子どもまつり 鯉のぼり、横断幕揚げ、 図書カードプレゼント(6名) | .5月 |
| 3. クリスマス クリスマスツリー飾り(R階) | 12月 |
| 4. お正月飾り | 1月 |

防災担当

- | | |
|----------------------------------|----|
| 1. 防災一斉放送の実施 | |
| 「台風の備えについて」「新型コロナウイルスの感染防止について」等 | 9月 |
| 「火の用心」「消防設備点検へのご協力をお願い」 | 3月 |
| 「新型コロナウイルスの感染防止について」 | 3月 |

会計担当

- | | |
|---------------------------|-------|
| 1. 定例役員班長会で1ヵ月の収支報告(主な収支) | 毎月 |
| 2. 平成2年度自治会会計決算書作成 | 5月 |
| 3. 自治会会費の集計、領収証の発行 | 4月～6月 |
| 4. 募金の集計、領収証の発行 | |
| ①日本赤十字社募金 | 5月 |
| ②赤い羽根募金 | 10月 |
| ③歳末たすけあい募金 | 11月 |
| ④諏訪神社大祓寄付 | 5月11月 |
| 5. 自治会会計半期決算書作成 | 10月 |

会計監査

- | | |
|------------------------|-----|
| 1. 平成2年度会計監査の実施 | 5月 |
| 2. 令和3年度半期監査の実施(4月～9月) | 10月 |

地域活動

- | | |
|--|-------|
| 1. 上長崎地区自治会協議会役員会(毎月2日) | 年間 |
| 2. お盆片淵4・5丁目精霊船舳い船 | 8月 |
| 3. 諏訪神社大祓の人形・車形の配布と寄付のお願い | 5月11月 |
| 4. 済生会長崎病院健康講座 毎月第3土曜日 | 年間 |
| 5. 西山交番「防犯ニュース」の発行・班回覧 | 年間 |
| 6. 上長崎ふれあいセンター(ニュースの班回覧) | 年間 |
| 7. 長崎市片淵・長崎地域包括支援センター ふれあいカフェ開催の周知
(ふれあいカフェ毎月第1水曜日開催) | 年間 |

令和4年度 自治会活動予定

1. 組織活動

今年度(令和4年度)は二年任期役員(会長、総務、会計、会計監査)の任期二年目です。今年度役員には、昨年度に引き続き役員をお願いしました。

今年度になってからも新型コロナウイルスの新規感染者の発生が毎日あり、100名以上の日もあります。感染防止のため、自治会活動も密を避けて、活動が制限されますが、工夫しながら、活動していきたいと思えます。

(1)部の組織

部は昨年度に引続き、3部(厚生部、環境部、婦人児童部)で活動していきます。

(2)班長

役員班長会を毎月1回、第1木曜日の午後7時30分から定例で開催します。

班長は自治会活動の部のいずれかを担当し、部の活動を支援します。

また、「ボンヌール長崎自主防災組織」の班のいずれかを担当し、災害発生時には防災活動を支援します。

2. 各部活動

(1)総務部

「自治会だより」について

①月1回発行し、記事内容は長崎市からのお知らせ、上長崎地区自治会協議会の活動と行事及び当自治会の取り組みを掲載し、お知らせします。

②毎月木曜日に開催する定例役員班長会で「自治会だより」を配布し、記事内容に沿って議事を進め、その後、班長は「自治会だより」を班回覧します。

回覧文書を見たら、見た日をバインダーの名簿に記入し、隣へ回覧します。

③「自治会だより」はホームページにも掲載します。

令4年度の小学新一年生は2人です。

新成人(令和5年1月)は該当する人はいません。

(2)厚生部

今年度の敬老祝賀の方は 名です。

新型コロナウイルスの感染が続いているので、9月の敬老祝賀会は中止します。

(3)環境部、リサイクル担当

環境部

大掃除を、5月、9月、12月に実施します。9月は業者に委託します。

5月は母の日でもあり、12月は1年の締めくくりの月でもありますので、大掃除終了後、ジュースと共に缶ビールも配ります。住人の多くの方の参加をお願いします。

大掃除の日は朝8時30分頃、一斉放送で大掃除をお知らせします。

リサイクル

資源物の古新聞(広告紙)、雑誌、厚紙、段ボールはマンション玄関前の専用の保管倉庫に各自入れて下さい。ドアの鍵は掛けていません。常時入れられます。

アルミ空缶はR階B棟外階段下の専用回収カゴに出すようお願いします。

(4)婦人児童部

今年度小学入学新一年生は2名です。

小学生児童は6人で、1年生2人、3年生1人、4年生1人、5年生2人、2年生と6年生は0です。

上長崎小学校の同伴下校は今年度は各学期に1回実施され、ボンヌール長崎自治会は令和5年3月が当番月です。

5月の子どもまつりには横断幕を張り、鯉のぼりを揚げました。

今年、鯉のぼりが3匹破れたので、新しく3匹(黒1、赤2、)を購入しました。

夏休みの「ラジオ体操」は中止します。

マンションに季節が感じられる12月のクリスマスツリーと1月のお正月飾りをR階に飾ります。

毎月第2土曜日に取り組んでいる資源物の業者のトラック積み込み作業は役員班長の協力を得ながら実施していきます。

(5)防災担当

「防災一斉放送」の取組み

住人の安全、安心のために、3分程度の「防災一斉放送」を9月と3月に実施します。

長崎市に大型台風が接近している時や、大型地震発生時にはその都度、対策に取り組めます。

「AED」の使用講習会

4月の定例役員(新旧合同)班長会の日30分程度実施します。

(6)会計担当

自治会会費の徴収、各種募金の集計、領収証の発行業務を遂行し、毎月の定例役員班長会で1ヵ月の収支報告をします。

収支の年度決算と半期決算の報告書を作成します。

(7)会計監査

年間2回の会計監査を実施します。

5月 令和2年度会計決算監査

10月 4月～9月の半期会計収支監査

3. 地域活動

新型コロナウイルスの発生が継続しており、3年目になりますが、地域で、大人も子どもも安全で安心して生活できるよう、工夫しながら、上長崎地区自治会の交流を深め、認識を共有しながら、絆を強くし、お互いに協力し合い生活していきます。

令和4年度年間活動予定

ボンヌール長崎自治会

年 月	ボンヌール長崎自治会活動	上長崎地区関係活動
令和4年 4月	小学入学新一年生(2) 役員班長新旧合同会議、AED使用講習会(7日) 自治会会費徴収(一世帯3,600円)(7日~6月末) 資源物トラック積込み(9日) 子どもまつり横断幕張り、鯉のぼり揚げ(9日)	上長崎地区自治会協議会役員会中止 ふれあいカフェ上長崎(15人 6日) 長崎くんち昨年に引き続き中止を決定 (新型コロナウイルス感染防止のため) 上長崎小学校定例パトロール(7日)
5月	令和3年度会計収支決算監査(1日) 子どもまつり図書カードプレゼント(6)(3日、4日) 資源物トラック積込み(14日) 子どもまつり横断幕及び鯉のぼり降ろし(14日) 総会議案配布(17日)、大掃除(29日) 令和3年度自治会総会(書面で議案賛否提出) 諏訪神社大祓人形寄付、日本赤十字社募金	上長崎地区自治会協議会役員会(2日) 自治会長1人出席 ふれあいカフェ上長崎(15人 11日)
6月	資源物トラック積込み(11日)	自治会協議会総会、福協上長崎中支部 総会(4日) ふれあいカフェ上長崎(15人 1日)
7月	七夕飾り(マンション玄関ホール、R階) 資源物トラック積込み(9日)	上長崎地区自治会協議会役員会(2日) ふれあいカフェ上長崎(15人 6日) リサイクル推進員研修会
8月	資源物トラック積込み(13日) 盂蘭盆(精霊流し)、舳い船(15日)	上長崎地区自治会協議会役員会(2日) ふれあいカフェ上長崎(15人 3日) 片淵4・5丁目自治会ふれあい夏祭り
9月	「防災一斉放送」(4日) 資源物トラック積込み(10日) 大掃除実施(業者委託) 敬老祝賀(今年70歳以上の方)、祝賀会中止	上長崎地区自治会協議会役員会(2日) ふれあいカフェ上長崎(15人 7日) 片淵3丁目自治会ふれあい秋祭り 上長崎小学校定例パトロール(1日)
10月	赤い羽根募金 資源物トラック積込み(8日) 半期会計監査	上長崎地区自治会協議会役員会(2日) ふれあいカフェ上長崎(15人 5日)
11月	上長崎小学校区子どもを守るパトロール当番(11日) 資源物トラック積込み(12日) 歳末助け合い募金	上長崎地区自治会協議会役員会(2日) ふれあいカフェ上長崎(15人 2日) 上長崎小学校育友会「あそびのつどい」

令和4年度年間活動予定

ボンヌール長崎自治会

年 月	ボンヌール長崎自治会活動	上長崎地区関係活動
令和4年 12月	大掃除実施 資源物トラック積込み(10日) クリスマスツリー飾り(10日) 新年門松カード配布	上長崎地区自治会協議会役員会(2日) ふれあいカフェ上長崎(15人 7日)
令和5年 1月	正月飾り 資源物トラック積込み(14日) 新成人お祝い(0)	消防第七分団出初式祝賀会(7日) ふれあいカフェ上長崎(15人 11日) 上長崎地区自治会協議会新年会 上長崎小学校定例パトロール(11日)
2月	令和4年度自治会役員、班長選出 資源物トラック積込み(11日)	上長崎地区自治会協議会役員会(2日) ふれあいカフェ上長崎(15人 1日)
3月	上長崎小学校区子どもを守るパトロール当番(9日) 資源物トラック積込み(11日) 「防災一斉放送」(5日) 令和4年度自治会役員班長活動費支払い	ふれあいカフェ上長崎(15人 1日) 福祉協議会上長崎中支部の福祉施設見学会 上長崎小学校定例パトロール(9日)

令和4年度(2022)自治会役員(案)

票の全員賛成により、役員は全員承認されました。

役 員 名	氏 名	備 考
会 長		留任
副会長		留任
〃	欠	
総 務	欠	
会 計		留任
会計補佐	欠	
会計監査		留任
〃		留任
厚生部部長		留任
副部長		留任
環境部部長		留任
副部長		留任
婦人児童部部長		留任
副部長	欠	
児童部地区長		留任
リサイクル		留任
〃		留任
防 災		留任

ボンヌール長崎自治会 会則

第1章 総 則

- 第 1条 本会はボンヌール長崎自治会と称する。
第 2条 本会の会員はボンヌール長崎の居住者を以って組織する。
第 3条 本会の事務所はボンヌール長崎の集会室とする。

第2章 目的および事業

- 第 4条 本会は会員の親睦を図り自治会の発展に寄与し併せて社会に奉仕する。
第 5条 本会は前条の目的達成のために次の事業を行う。
① 親睦及び融和の推進
② 社会福祉及び厚生を増進
③ 教育、文化及び体育の向上
④ 保健、衛生、防犯及び防災の普及徹底
⑤ 交通安全、青少年、老人及び地域社会への奉仕
⑥ その他、本会の目的を達成するために必要な事項

第3章 入会および退会

- 第 6条 1 本会に入会するには役員を経て会長に申し込むものとする。
2 本会を退会するときはその旨を役員に届け出るものとする。

第4章 役 員

- 第 7条 本会に次の役員を置く。
① 会長 1名 ② 副会長 2名 ③ 総務 1名 ④ 会計 1名
⑤ 会計監査 2名 ⑥ 会計補佐 1名 ⑦ 各部正副部長 ⑧ 各階班長
第 8条 1 本会の会長及び会計監査は会員の選挙または推薦により選出する。
2 副会長、総務、会計、会計補佐及び各部正副部長は前年度班長から選任し、会長が、委嘱する。再任は妨げない。
3 班長は各班より住戸号数の順番で推薦し、会長が任命する。
第 9条 本会の役員の任期は会長、総務、会計、会計監査は二年、その他の役員、班長は一年とし、次期役員改選年度(平成27年度)から実施する。
欠員補充による役員は前任者の残存期間とする。
第10条 役員の仕事
1 会長は本会を代表して会務を統括する。
2 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある場合はその代理を行う。
3 他の役員は会長及び副会長を補佐して主たる業務を担当する。
4 班長は役員相互の連絡及び取りまとめをなすと共に各部の事業に協力する。
第11条 本会に相談役を置くことができる。
会長の推薦により役員協議を経てこれを委嘱し、会長の相談に応ずるものとする。

第5章 会 議

- 第12条 本会の会議は総会、役員会、部会及び班長会とする。

- 第13条 1 総会は毎年一回、会計年度終了後二ヶ月以内に開催する。
但し、会長及び役員の過半数が必要と認めたときは臨時に開催することができる。
- 2 総会は会員の三分の二以上(委任状を含む)の出席を以って成立する。
- 第14条 総会は次の事項を審議する。
- 1 会則改正に関する事項
- 2 事業年度の活動報告及び予算、決算に関する事項
- 3 その他 重要な事項
- 第15条 役員会は毎月1回の定例会を行う。但し、会長が必要と認めたとき、又は役員
の過半数の請求があるとき開催する。
- 第16条 部会は部長が必要と認めたとき開催する。
- 第17条 班長会は必要に応じて会長が日程を指示し開催する。
- 第18条 総会の決議は出席者(委任状を含む)の過半数の同意を以って決する。

第6章 事業年度および会計年度

- 第19条 本会の事業年度及び会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第20条 本会の経費は会費、寄付金及びその他の収入を以って充てる。
- 第21条 本会の会費は月額300円(年額3,600円)とし、各班長がこれを一括して徴
収する。
- 第22条 会費は必要に応じて変更することができるものとし、役員会に諮り、総会で審議
し決定する。
- 第23条 本会に下記の帳簿を備え付ける。
- ① 会員名簿 ② 金銭出納帳 ③ 会議録 ④ 事業活動記録 ⑤ 備品録
⑥ 予算決算関係書類

- 付 則
- 1 会員の表彰及び慶弔は役員会でその都度決定する。
- 2 厚生部、環境部、婦人児童部の3部にする。
- 3 婦人児童部は児童地区長を1名選出する。
- 4 住人で実施する年2回の大掃除時に欠席した場合は1回につき500円を自
治会が徴収する。(欠席の場合は管理人室に持参すること。)
- 5 転入の場合は規定の書類に記入し、届けること。自治会会費やゴミ出し、古
紙等資源物の出し方を記載した「住人の生活心得について」を手渡します。
- 6 転出の場合は一ヶ月前までに自治会(管理人室)へ書類を記入し届けること。
(書類は管理人室に常備してあります。)
- 7 役員及び班長の報酬は年度末までに役員会において検討する。
- 8 小学新一年生入学及び出産の祝金は 円、新成人祝金 円、
香典は 円とする。
- 9 その他

- 付 記 本会則は平成26年5月25日から適用する。
一部改正 平成26年5月25日

住人の生活心得について

- 1 新しく入居された方へ
家族票を管理人に提出し、自治会に入会をお願いします。入居されたら自治会長または副会長、班長、両隣の人に入居の挨拶をされるようお願いいたします。
- 2 自治会の年度と自治会会費
 - ①自治会の年度は4月～翌年3月です。総会は5月に開催します。
 - ②自治会会費は4月～翌年3月迄の一年分3,600円(一ヶ月300円)を一括して班長が徴収します。年度途中入居の場合は入居月～年度末3月迄の会費を一括して収めて頂くこととなります。
- 3 各種募金
年間を通じて日本赤十字社募金、赤い羽根募金、歳末助け合い募金、諏訪神社募金などがあります。その都度、回覧でお知らせしますので、ご協力をお願いします。
- 4 清掃
マンションの大清掃が年3回(5月、9月、12月)あります。9月は業者に委託します。清掃日の朝には「一斉放送」で清掃をお知らせします。大清掃は住民の親睦を図る機会です。是非参加をお願いします。不参加の場合は負担金500円を管理人を通じて納められるよう、お願いします。住戸玄関前通路と外階段は各班のその月の当番が清掃します。
- 5 ゴミ出しは決められた曜日と時間を守って、必ず分別し、ゴミステーションに出して下さい。
 - ① 燃やせるゴミ(長崎市指定赤袋) 生ゴミ、革製品など。(奥に詰めて出して下さい。)
月曜日・木曜日 午前 6:30～午前 8:00 迄に
 - ② 燃やせないゴミ(青袋)、プラスチック容器(黄袋)、資源ゴミ(緑袋)
木曜日 午前 6:30～午前 8:00 迄に
資源ゴミ：ビール瓶、一升瓶など瓶類、缶、ペットボトル(蓋はプラスチック)、鍋、釜、やかん、フライパンなど
 - ③ 資源物回収(新聞、折込広告チラシ、本、段ボール、厚紙、雑紙、アルミ缶)
曜日に関係なく常時、マンション玄関横非常階段下の保管庫に各自入れます。
保管庫には鍵はかかっていません。
 - ・新聞(折込広告チラシを含む)、本(紙箱、紙袋)、段ボールはそれぞれまとめて紐でくくって出して下さい。雑紙(紙箱など)は今年5月から、紙袋や無色透明のビニール袋に入れて出してもいいことになりました。保管庫の奥から詰めて下さい。
 - ・アルミ缶はR階非常階段下のプラスチック籠に、曜日に関係なく常時回収しています。
 - ④ その他(乾電池、蛍光灯、グロー球、電球、スプレー缶、ガスボンベ、ライター)
 - ・乾電池、蛍光灯はゴミステーション前の赤い箱の中に入れます。
 - ・グロー球と電球は蛍光灯ではありませんので、燃やせないゴミとして出します。
 - ・スプレー缶、ガスボンベ、ライターは中身を使い切って、この3つは一緒にして、他の燃やせないゴミとは別にして青のゴミ袋に入れます。

⑤ 粗大ゴミ 申込時間は 月曜日～金曜日 午前 8:00～午後 4:15迄
各自で、長崎衛生公社(844-4599)に申し込みます。手数料が必要です。

⑥ 家電品(テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機)

各自で下記へ連絡をお願いします。廃棄は有料です。

(株)ベスト電器サービス 0957-26-7041

6 部会(三部会)

厚生部 敬老(12月末迄に70歳以上の方)のお祝いなど
環境部 大清掃、リサイクル、ゴミ集積場管理
婦人児童部 子どもまつり鯉のぼり揚げ、七夕飾り、夏休みラジオ体操、クリスマス飾り、お正月飾り、資源物回収・業者引き渡しなど

7 会計

自治会会費の徴収、各種募金の徴収・納入、領収証の発行、各部の
行事や活動に要した支出など、その手続きと記録、年度収支決算。
毎月の定例役員班長会で1ヵ月の会計報告。

8 防災組織

「ボンヌール長崎自主防災組織」を管理組合と合同で結成しています。
9月と3月に「防災一斉放送」等取り組んでいます。

9 班長の役割

班は12班あります。班の構成は1階～10階までは各階で班を構成しています。

11階と12階で11班を、13階と14階で12班を構成しています。

①班長は順番で一年間班長の役を務めることとなります。

原則として月一回、役員班長会に班の代表者として出席し、そこで配布された書類などを班の皆さんに回覧します。回覧は速やかに隣りに回し、回覧後の書類は班長が一年間保管します。回覧用の手提げ袋には翌月の役員班長会前に回覧書類を入れるので回覧終了後、手提げ袋に空きのバインダーを入れて、責任を持って管理人に戻します。

②自治会会費の集金

年度始めに年度の4月～3月までの一年分を班の皆さんから集金し、管理人室まで持って来て下さい。

③各種募金の集金

指示された都度、募金用の封筒を班の皆さんに配布し、募金の入った封筒を回収して管理人室まで持って来て下さい。

④その他、意見、相談などがあれば、その都度又は役員班長会の際に相談します。

10 その他

自治会の他、ボンヌール長崎管理組合があります。

管理組合の年度は10月～翌年9月までです。通常総会は11月に開催されます。

同組合は管理費等を徴収し、マンション建物の維持管理を行なっております。

ボンヌール長崎の区分所有者は同組合の組合員になります。

管理費等の会計処理や清掃業務をマンション管理会社である(株)長崎ガードシステに委託しています。

以上